

横浜市議会・大学教育委員会傍聴録

市議会棟 4 階大会議室 A ,2004 年 3 月 17 日 ,10:00 ~ 12:00 ,13:00 ~ 14:05

市議会棟 1 階・小会議室設置モニターにて傍聴

発言内容は、原則として要旨を記載した

【配布資料による議題（17 日は市立大学関係の案件のみで閉会，19 日 13:00 より継続）】

- 市立大学関係（3 件）
 - 市第 78 号議案 平成 16 年度横浜市一般会計予算（関係部分）
 - 市第 82 号議案 平成 16 年度横浜市立大学費会計予算
 - 市第 111 号議案 公立大学法人横浜市立大学の定款の制定
- 教育委員会関係（3 件）
 - 【細目が多岐にわたるため省略】
- 調査案件（2 件）
 - 大学施設の整備状況について（継続審査）
 - 教育関係諸施設の整備状況について（継続審査）

【10:00 開会】

飯沢委員長（みらい）:【所管の予算委員会に報告する委嘱審査方式を確認。よって質疑・意見表明まで行い，委員長による審査概要について確認して審査を終えることを確認】予算特別委員会より委嘱された「市立大学関係（3 件）」について一括審査する。議案についての説明は省略し，予算特別委員会における質問要旨について当局より説明をお願いします。

高井事務局長:【質問要旨について手元の資料に基づき説明（質問数，質問者，質問の要旨について）】

【質疑】

関委員（共産党）:

関： 教員人事の定めを入れようと思えば入れられたのではないか。

高井： 定款事項ではないので入れていない。「大学像」に記載されている事項を今後検討して，きちんとした制度を作っていくという趣旨である。

関： 秋田県立国際教養大学の定款では教育研究会議の審議事項に教職員の人事が入っているが。

高井： 秋田県は秋田県の考えがあったということだと思う。法人法では，地方の実状に合わせて独自に定められるので，横浜市の実状を考えた。「大学像」の中に人事委

員会の規定があるので、法人化されるまでに決めていく。

関： 教育研究審議会と経営審議会とで意見の違いが生じた場合はどのように扱うのか。

高井： 教育研究審議会からは、学長、副学長が経営審議会のメンバーとなるので、そのようなことはないと考えている。それぞれの審議会が前向きに調整できる。最終的には理事長の責任において調整することになる。

関： 学長の選考会議のメンバーに学外者が含まれるということは、(6名のうち2名を超えることが難しい)学内教員の意見が反映しにくくなるという懸念はないのか。

小川学長：教育研究審議会からの学外者とは言っても、学長が指名するものであるから(選考にあたって)教員の意見を十分反映できると考えている。

関： 現行の学長選挙と比較してどうか。

小川： 選考機関を置くことは法人法の定め【法人法71条】によっている。それを最大限に機能させることで反映できると考えている。

関： 「学長が定める教育研究上の重要な組織の長」【定款案18条2項(3)号】とは、具体的に何を想定しているか。

高井： 学部長、研究科長、研究院長、副学長である。

関： 「大学像」では、それらの人は学外者でも可となっているようだが、学外者でも可とした理由は。

高井： 幅広く人材を登用したいという趣旨である。

関： そうなると、教育研究審議会のメンバーに、学外者がかなり入るとも考えられるのか。

高井： 今でも教員は公募して学外から募っているという実態がある。また、学外から来たとしても、身分上は大学の所属となる

関： わざわざ学外者とことわるのは、それなりのイミがあるようにとらえられるが。

高井： 内部(からの昇進)の人事では、透明性・公平性に欠けるという批判もある。

関： (学内者の知らないところで)突然学外者で決まるようなことになると、(別の意味で)透明性・公平性という点でやはり問題があるように思える。

【以下、関委員より、学内の教授会等からの決議が定款案の出された後の3月の段階になっても出てくるのは、「大学像」の策定にあたって、学内の合意がとれていないということなのではないか、あるいは手続き的に問題があったのではないか、教授会の決議なのだから「一部の」反対とはいえないのではないか、また、根幹的な反対(理事長と学長の分離、人事委員会制度の問題)が共通して挙げられているのに定款を決めようとしているのは強引なのではないか、話し合いをすべきではなかったか、などといった点でかなりの時間を使って質疑が繰り返された。これに対する当局の答弁については要点のみを以下に示す】

小川： 「大学像」については、プロジェクトRの議論の結果であって、あらゆる観点からの議論を経て、限られた時間の中でまとめたものとしてはベストのものである。

各学部の決議には目を通しているし、聞くべきところは聞いている。学部長を通して意見は聞いているし、その学部長も改革そのものについて反対しているわけではない。問題点は任期制と人事委員会につきと思うが、これらの反対意見は議事録にとどめている。そのことに注意しながら、さらに議論を重ねて良いものを作り上げていきたい。

高井： 5月の評議会の中でルールを決めて進めた。(これまでの)学部代表による決め方では(学部自治のカベ、エゴがあるので)、全体最適という視点に欠け、いつまでたってもできないという反省にたっている。大学としてまとめて体外的にも発表したことに対して、学内の組織から意見がでるのは理解しかねる。

前田副市長：(関委員と当局との一連のやりとりを聞いていて)6年間かけて結果が出なかった原因をまざまざとみた思いである。小川学長にはリーダーシップをとってもらってまとめてもらい、感謝している。大学人として大学の置かれている状況を見据えることのできない自覚のない教員がいること、一部の反対意見があるのは残念である。横浜市大には、21世紀にふさわしい大学へと改革できる力があるということを示すためにも進むしかないと思う。

委員長：【この時点で1時間以上経過したが関委員の質疑に終始しているためか、さえぎるように】改革の方向自体は学部長でも統一できており(改革の)進め方の速い・遅いの議論はあったようだが具体的なところはこれから詰めていくということであるようだから、堂々巡りになるので、他の委員からの質疑に移りたい。

若林委員(神奈川ネットワーク)：

若林： 定款案26条【(理事長への)委任】を見ると、理事長の権限が強いのではないか。この委任の範囲はどのように想定しているのか。

高井： 経営にかかわる基本的な運営事項(給与、契約など)は経営審議会で行うので、その他の日常的な事項ということになる。

若林： 経営審議会と教育研究審議会はお互いに意見交換できるということか。

高井： そのとおり。

若林： 定款案8条【(役員)の定数】、14条2項【(経営審議会)の構成】、18条2項【(教育研究審議会)の構成】で、教育研究審議会の人数が定かでないものがある。定数を決められないのか。

高井： 教育研究組織の細部は、今検討しているので、最終的な組織がはっきりしないため定めていない。

若林： (学部)入試、大学院入試についてはどのようになっているのか。

高井： コース等の検討の最中であるが、まとめ次第(入試要項など)発表する。大学院も同様に考えている。

若林： 看護学府構想の進捗状況についてうかがいたい。

高井： 別途検討中である。

川口委員（民主党）：

川口： 定数の理事 10 人以内は多いと思うが、10 人という人数の根拠（あるいは理事として想定しているメンバーは）。

高井： 他大学の事例も参考に設定した。理事としては、副学長、病院長等の教育研究関係者などと学外者、経営組織（事務局）の中からを想定している。

川口： 大学院はどのように変わるのか。

高井： （学部で）リベラルアーツをやるので、これまでの大学教育が必要となるので前期課程において教育課程を完了させるということにし、博士後期課程では、学識経験豊かな研究者を育成することにしている。特に文系の博士（後期）課程については、横浜市の施策とか、市民・産業界への寄与とか、国立大学や私立大学が数多く存在する中でどのような分野の教育研究を担うかといったことを勘案して、精選していく。

川口： 「精選する」というところに一抹の危惧を抱く。時代のニーズが非常に高いとか、成果がすぐ見えるとかを優先すると、長く時間のかかる研究に携わる教員が不安を持っていると思うが。

小川： 短期的なものだけに限ってしまうと、大学の機能がなくなってしまう。基礎的なものが「精選」の名の下にはじき出されることは絶対ないようにしたい。かといって、何でもやるということには限界がある。大学の持っている知的財産とかを配慮して、どのようにすれば横浜市や市民に貢献できるかという視点に立って精選するということなので、その点については死守したい。

花上委員（民主党）：

花上： 定款案 1 条【目的】は、これがベストの表現なのか。

高井： 「大学像」を踏まえた上で、知恵を絞った。

花上： 経営の視点が挙げられているのは理解できるが、海外の事例の中には、経営的視点を重視するあまり教育研究で成果があがらなかったものがあると聞く。その点で、大学本来の教育研究の兼ね合いが十分に議論されて反映された「目的」であるのか。

小川： アメリカの大学が先進だと思うが、経営の視点と教育研究の視点がうまく機能するためには長い時間を要した。日本の国公立大学では、経営的視点については比較的無関心であったが、経営と教育研究のそれぞれのレベルが相互に（スパイラルのように）高まっていくのが理想と考える。

花上： 経過措置の第 2 項【最初の学長は選考会議の選考に基づかない】の意味は。

- 小川： 法人法の定めによっている。
- 花上： 定款案の 17 条【(経営審議会の) 審議事項】と 21 条【(教育研究審議会の) 審議事項】を比べると、17 条の(3)【重要な規定の制定及び改廃に関する事項】に相当する事項が 21 条にはないのは、異質なのではないか。
- 高井： 大学運営の根幹的な問題については、経営審議会の事項にした。経営審議会には、学長はじめ教員も参加する。
- 花上： 教育研究審議会で扱う重要事項や規定がないのは本当にいいのか。教育研究審議会として独自に決める事項がないのは本当でないのか。今、決めておくのが大事なのではないか。
- 高井： 現在でも、学部の改廃などの重要事項は設置者が行うので、経営審議会で扱うのが妥当と考える。また、何が重要事項なのかの判断は難しいと思う。
- 前田： まず、大枠を決めてスタートしておくことが大事で、運用の中で解決していけると思う。
- 花上： 改革を進める上で全会一致で進めることはあり得ないので、小川学長の説明(進め方?)は説得力があると思う。ただし、各論に入るといろいろな意見が出てくると思うので、教育研究審議会に関する懸念などについても、きちんと受け止めて進めることを希望する。
- 高井： 経営審議会と教育研究審議会は、車の両輪であるので、それぞれの特色を生かして進めていきたい。
- 花上： 学長と理事長を分離したからといってうまくいくとは限らないのでは。
- 小川： 1 + 1 を 2 ではなく、3 にも 4 にもしたいために分離した。意見が分かれた場合は、定款案 21 条 2 項【経営審議会に意見を述べることができる】やその逆【教育審議会に意見を述べるができる】を最大限に機能させればよいと考える。
- 花上： 孫福さんのことを調べたが、立派な人のようなので、市大に関連する人が心をひとつにしてがんばっていただきたい。副市長の決意をあらためて伺いたい。
- 前田： 6 年間まとめられなかったことをまとめていただいた。いい大学にするために努力していきたい。

小幡委員(みらい):

- 小幡： 今の教員の選考について伺いたい。
- 高井： たとえば教授に欠員が出た場合は、その教授ポストを公募するということもあるが、内部の助教授を昇進させ、空いた助教授のポストを公募するといったことが各学部の慣例にしたがって行われている。
- 小幡： 人事委員会の制度はこれまでもあったのかどうか。
- 高井： 現に、一部学外者の意見を取り入れるという試みはあるが【医学部の任期制ポスト?】、現行の学部教授会の人事では透明性・客観性にかけるという課題もある。

- 小幡： 法人化後の教授会はどうなるのか。
- 高井： 法人化後は，教特法の適用を除外されるので，教員人事に関わる教授会の権限はおのずとなくなる。
- 小幡： 専門外の委員による審査では，専門性の高い教員の選考ができないのでは。
- 高井： コース長の専門的立場から事前審査を行い学部長に推薦するなどの手続きになっているので，批判はあたらないと考える。
- 小幡： 人事委員会における審査の視点は。
- 高井： 研究業績だけではなく，教育実績・教育者としての資質などを多面的・客観的に見るとともに，学外の審査員を加えることで，教員の視点ばかりでなく全学的視点とか市民から見た視点を加えることになってより適格な教員を招聘できると考えている。
- 小幡： 大学の自主性を損ねるといふ指摘もあるが，教育・研究について配慮した点は。
- 高井： 人事委員会は教育研究の最高責任者である学長の諮問委員会として位置づけている。教育研究審議会から選出された教員の委員も含まれている。人事委員会の選考にあたっては，学長が理事長を含めて決定する。

吉原委員（自民党）：

- 吉原： 病院長なども経営に口出しできると，この条文で想定しているのか。
- 高井： 病院長については全員ではないかも知れないが，理事・経営審議会のメンバーとして想定している。
- 吉原： （病院運営のような）専門家の意見が必要なのでは。
- 高井： 経営審議会の中で，特に専門性のある人の意見が必要ということであれば，運用の中でできると思う。
- 吉原： 学長は教育研究審議会を代表するということになるのか。
- 高井： 教育研究審議会の座長である。

和田委員（公明党）：

- 和田： 学生の懲罰規定などは重要事項に含まれると思うが，定款案 21 条「(7)その他教育研究に関する重要事項」は何を想定しているか。
- 高井： 重要事項については具体的には精査して議論していない。今後，運用にあたって決めていく。
- 和田： 現行の教授会の権能・組織はどうなっているか。
- 高井： 権能・組織については教特法，学校教育法および同施行細則で定められている。
- 和田： 現行の教授会の利点と課題は。
- 高井： 教員の欠員の補充のあり方については，教授会それぞれでやっている。
- 小川： 教授会は専門性の高い集団である。（全学的な視点に立った）意見がまとまりにく

といった側面もある。

和田： 今後の教授会の権能はどうなるのか。

高井： 法人化後は、教特法の適用を除外されるので、人事をはじめとして変化する。

委員長： 議論の途中ではあるが、12:00 となったので、昼食のため 60 分間中断し、13:00 より再開する。【了承】

【12:00 中断】

【13:00 再開】

梶村副委員長（自民党）：

梶村： 議会の関与については。

高井： 法人法に定められている。定款の決定、料金（授業料など）の決定、中期目標の決定、評価、などの条例制定などで関与することになる。

梶村： 学生の学力・質の低下の心配については。どのように担保されるのか。

高井： 教育研究審議会の重要な使命である。「大学像」で学生の支援についても触れている。今回の改革は、教育に重点をおいているので、教育研究審議会で議論していくことになる。

梶村： （学生の質を担保する）評価のあり方はどうなっているのか。

高井： 教員が研究のみで評価されるのではなく、教育への貢献・大学全体の目標への貢献といった点でも評価されるようになる。そのためにも外部の視点のある評価制度としている。

梶村： （教育研究審議会の学外の）識見者はどのように想定しているのか。

高井： たとえば、他大学の学長、学長経験者、大学関係者でそれなりの見識を持たれている者などである。

梶村： 孫福顧問の会議でもその議事録によれば「プラクティカルなリベラルアーツ」が疑問視されている。再度ききたい。

小川： 「プラクティカルなリベラルアーツ」は「大学像」策定でもずいぶん議論したが、大事だという結論に達した。ひとつは人格形成面で、たとえばなぜ勉強しなければならないのかといった自覚を持って入学してくる学生が少ないので、そうした面で動機付けを自覚させる。もうひとつは、何事も複雑になっているのでひとつの専門だけでは対応できなくなっているので、専門性ばかりでなくプラスアルファの広い視野をもった教養教育が必要である。

前田： 改革推進本部長としては、「大学像」の提言に基づいて改革を実現させていきたい。「プラクティカルなリベラルアーツ」は大学の言い出したことであるのでそれを応援していく立場である。アメリカでは、専門教育は大学院から始まり、学部で

はその基礎・基盤となる教養教育が行われている。「大学像」で述べられている提言は、日本で行われているような旧来の一般教養とはレベルの違うものと思う。

梶村： 高校生に理解できるのが心配。また、アメリカの「リベラルアーツ」は、裕福な学生の多い私学で発祥したようなので、公立である市大には合致していないのではと危惧するが。

小川： 下手に教養とは訳さないほうがよいと思う。個人個人の人間の持っている力を引き出すということなので、その精神は難しくないと思う。カリキュラムの中で具体的に取り込んで、結果を見てもらうしかない。

梶村： 受験生に対して理解をしてもらうための具体的な努力は。

小川： まず高校や予備校の先生方に理解してもらえれば、内容が良いものであれば受験生も来る。法政大学のキャリアデザイン学部も、最初反応はなかったが、内容を理解してもらうよう努力することで人気が出た。

梶村： 予算に絡んで、我々も粒子線治療施設について取り組んできたが、県立がんセンターへの粒子線治療施設に設置する意向が報道された【3/17 付】。県や国との関係・連携はどうなっているか。

高井： 非常に高価な施設なので（市大にも設置するというような）市内に2つということとは考えにくい。連携については、県の意向を今後確認してから検討したい。

榊原副委員長（公明党）：

【予算がらみの質問（センター病院の女性医師による診療実績など）のみであったので省略】

【再び関委員より】

関： 現行の意思決定機関を尊重して欲しい。

小川： 決して無視・軽視しているわけではない。議論をしながらすすめたい。

関： （3/16 付け朝日新聞の記事から）学生の意見を十分聞いていないというのはどういうことか。

小川： 学生の意見は十分聞きたい気持ちがあるが、自分の基準からいくと（結果的に）十分聞けなかったということ。大枠が決まった段階で、学生への説明会の開催、Eメールによる意見の募集、アンケートの実施、市民も含めたシンポジウムも行ったので、限られた中でベストはつくしたと考えている。

関： 学長に聞きたい学生グループもあるようだが、学生との会見も検討してはいいかか。

小川： 案もまとまってきたので、いずれ説明したい。個々に対応しようとする、このグループはOKでこちらはダメというようなことになってしまうので、慎重に考えて対応したい。

- 関： 大学院の入試は 8 月頃だそうだが、関係者の心配はどう考えるか、都立大学では大学院の改組を 1 年のばしたようだが。
- 高井： 大学院もコース等の検討プロジェクトの中で検討している。早急に結論を出して間に合わせたい。
- 関： 教員組合が不安をあおっているという答弁があったようだが、組合の組織率は？
- 高井： 全体 642 名のうち約 25%。
- 関： (統合対象の)三学部に限ればどうか。
- 高井： 商学部 48 名中 40 名、国際文化学部 49 名中 46 名、理学部 56 名中 42 名、残りは医学部ほか。
- 関： 学部別に見れば組織率の高いところもあるのだから、組合の意見が一部(の教員の声)とは言えないということを意見として述べておく。
研究費について、科研費などはあくまで補助的なもので、必要なすべての資金をまかなうことは難しいのでは。
- 高井： 国や他団体の外部資金の制度が増えているので、教員も仕組みをよく調べて積極的に獲得して欲しいと思う。
- 関： 継続的に研究を出していない機関に対しては資金提供の対象になりえないとも聞いているが。
- 高井： 外部資金を獲得してくることは「大学像」でも謳われているので、それを第一にレベルアップしていくことだと思う。ただ、巷で言われているような研究費ゼロという表現はでてきていない。
- 関： 外部資金と市の資金との合計で、現行の額と変わらないのか。
- 高井： 新法人の中でその辺の仕組みについては検討していくことになっている。
- 関： 研究の底上げが成功しないと教育の質も高まらないと思うので、研究費の確保も必要と思うが。
- 前田： 私自身、博士論文を書くときに厚生労働省の資金を使った経験がある。自分の研究を対外的に通じる言葉で社会的に訴求していけるような力強い研究をできる人こそが外部資金を獲得してレベルアップもできると思う。研究費削減とは言うておらず、大学に求めているのは市税投入に見合ったレベルの高い研究をしていたきたいということ。
- 関： 学問の自由・大学の自治を守り、地方自治体のおく大学の使命を果たすためにも、情報公開が必要であるが、行政の介入が心配である。保障できるのか。
- 前田： 市税で運営されている大学なので、市民のチェックは必要で、自由にとまなう説明責任は当然と考える。
- 委員長： 市民への還元、地域貢献、生涯学習、産学連携など、市民の要求をどう満足させるかが大事。学長の決意は。

小川： 社会と大学の接点が大きくなっていることで、大学の力が期待されていると思うので、市税投入に見合う大学にしていきたい。

委員長： 以上で審査は終了。各会派の意見表明を求む。

- 自民： 原案賛成
- 公明： 原案賛成
- 民主： 78,82 議案については原案賛成，
111 議案については付帯意見つきで賛成
- みらい： 原案賛成
- 共産： 78 議案原案賛成，82 議案原案反対，111 議案原案反対
- 神奈川ネット： 原案賛成

委員長： 第 78 号議案については全会一致で原案可決すべきもの，
第 82 号議案については大勢意見として原案可決すべきもの，少数意見として原案
否決すべきもの，
第 111 号議案については大勢意見として原案可決すべきもの，少数意見として原
案否決すべきもの，
として上程する【了承】
本日はこれで閉会とし残りの議案は 19 日 13 時より審査する【了承】

【14:05 閉会】